

答申書

山陽小野田市特別職報酬等審議会

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 平田武

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成25年11月20日及び平成25年12月9日付けで貴職から本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び退職手当の額について、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、下記1において、本市の財政状況等を考慮せずに議員及び市長等の特別職の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模において妥当と考えられる「本来支給すべき報酬及び給料の額」を提示しています。

しかし、本市は、依然として厳しい財政状況下に置かれていることから、市と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいる最中であり、また、県内他市及び類似団体の状況等を勘案した結果、引き続き減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至りました。

このため、厳しい答申内容となりますのが、議員及び特別職等の報酬及び給料の額の改正に当たっては、下記2に提示する「当面支給すべき報酬及び給料の額」についての措置を講じられたい。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、現行の額で据え置くことが妥当であると判断した。

しかし、市議会議員の議員報酬における各役職の額を県内他市及び類似団体と比較した結果、委員会の委員長及び副委員長については、その他の議員と同額としている市が多いこと、また、差額があった場合もその差額はわずかな差であることから、現行の額を見直すことが妥当であると判断し、減額することとした。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

| | | | |
|----------|----|----------|----------------|
| 議長 | 月額 | 460,000円 | [現行と同額] |
| 副議長 | 月額 | 402,000円 | [現行と同額] |
| 委員会の委員長 | 月額 | 375,000円 | [現行: 386,000円] |
| 委員会の副委員長 | 月額 | 372,000円 | [現行: 375,000円] |
| その他の議員 | 月額 | 370,000円 | [現行と同額] |

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

| | | | |
|----------------------|----|----------|---------|
| 市長 | 月額 | 909,000円 | [現行と同額] |
| 副市長 | 月額 | 740,000円 | [現行と同額] |
| 教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者 | 月額 | 655,000円 | [現行と同額] |

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況から、これまで議員報酬については 24.812%、市長等の特別職については 25%という大変厳しい減額措置が実施されてきたが、市と市民が一体となった行財政改革の取り組みにより財政状況は徐々に回復してきた。しかし、依然として厳しい状況にあることになんら変わりはなく、引き続き行財政改革に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

このため、本来支給すべき報酬及び給料の額を上記 1において掲示したが、市民とともに今後も行財政改革を進めていくためには、市民の理解を得ることが必要不可欠であり、議員及び市長等の特別職の行財政改革に取り組む姿勢を示す一つの旗印として減額措置を続けることが妥当であるとの結論に至った。減額の内容は、現在の財政状況や県内他市及び類似団体の状況を勘案した結果、現行の減額率を緩和し、本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に 10%を乗じて得た額を減じた額とすることが妥当であると判断した。

(1) 市議会議員の議員報酬の額

| | | |
|----------|----|----------|
| 議長 | 月額 | 414,000円 |
| 副議長 | 月額 | 361,800円 |
| 委員会の委員長 | 月額 | 337,500円 |
| 委員会の副委員長 | 月額 | 334,800円 |
| その他の議員 | 月額 | 333,000円 |

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額

| | | |
|----------------------|----|----------|
| 市長 | 月額 | 818,100円 |
| 副市長 | 月額 | 666,000円 |
| 教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者 | 月額 | 589,500円 |

3 退職手当の額について

県内他市及び類似団体と比較すると高い水準となっているが、4年間の任期中に受け取る総収入で比較した場合、著しく均衡を欠く状況ではないことから、退職手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると判断した。

ただし、算定の基礎となる給料の月額は、当面支給すべき給料の額（本来支給すべき給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とする。

市長 紙料月額×在職月数×56.5%

副市長 紙料月額×在職月数×40.0%

教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者

紙料月額×在職月数×25.0%

4 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況を勘案した結果、減額率を緩和したものとの減額措置を継続するという厳しい答申内容となつたが、今後の社会・経済情勢の変化等により財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬及び給料の額に復元する措置について必ず検討されたい。
- (2) 期末手当については、県内他市及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではないことから、期末手当の算定方法は現行のとおりとすることが妥当であると考えられるが、算定の基礎となる報酬及び給料の月額は、退職手当同様、当面支給すべき報酬及び給料の額（本来支給すべき報酬及び給料の額から当該額に10%を乗じて得た額を減じた額）とされたい。
- (3) 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例第3条の規定により、市議会議員が議会閉会中に開催された委員会に出務したときに、出席回数にかかわらず、その出務した実日数において1日2,000円の出務手当が支給されている。

しかし、県内他市及び類似団体等において、本市のような出務手当を支給している例はなく、議会の開会・閉会にかかわらず本会議・委員会のために登庁する場合は、交通費実費又は距離に応じて条例・規則等で定められた算定方法によって算出した額を支給していることから、現行の出務手当については廃止されることを検討されたい。

なお、出務手当を廃止し、他市と同様の費用弁償の支給について検討される場合は、厳しい財政状況のため、近年、行財政改革への取り組みの一環としてこの費用弁償を廃止する自治体もあることから、支給することの可否について検討されたい。

(4) 厳しい財政状況の下、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくためには、二元代表制の一つである議会の役割は今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められるとともに、市民ニーズを把握するためにはフルタイムで議員活動ができることや多様な市民の議会参加という観点からサラリーマンが職を辞して議会に参入することを可能にする程度の収入が保障されることも必要ではないかと考えられる。

現在、本市の市議会は議会改革に積極的に取り組まれ、他市と比べても非常に活発・精力的に活動をされていることから、この議会に有能な若い世代が参加できるよう、適切な議員報酬の額について、今後検討されたい。

(参考)

平成 25 年度山陽小野田市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長以降は五十音順)

| 役職 | 所属団体等 | 氏 名 |
|----|-------------------------------|-----------|
| 会長 | 山陽小野田市老人クラブ連合会 会長 | 平 田 武 |
| 委員 | 公募委員 | 伊 藤 博 夫 |
| 委員 | 小野田ボランティア協議会 会長 | 尾 崎 燐 子 |
| 委員 | 山陽小野田市女性団体連絡協議会 厚狭校区婦人会 会長 | 河 口 レイ 子 |
| 委員 | 公募委員 | 塩 田 賢 二 |
| 委員 | 山陽商工会議所 会頭 | 田 中 剛 男 |
| 委員 | 山陽小野田市文化協会 副会長 | 信 次 満 知 子 |
| 委員 | 小野田医師会 理事 | 藤 村 嘉 彦 |
| 委員 | 公募委員 | 宮 本 政 志 |
| 委員 | 山陽小野田市自治会連合会 副会長 | 吉 川 邦 男 |

山陽小野田市特別職報酬等審議会 開催状況

| | 開 催 日 | 主 な 内 容 |
|-------|-----------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 25 年 11 月 20 日 (水) | 委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答 |
| 第 2 回 | 平成 25 年 12 月 9 日 (月) | 追加諮問書の交付、市議会議員の活動状況の説明(議会事務局)、市議会議員の報酬及び市長等の特別職の給料・退職手当の審議 |
| 第 3 回 | 平成 25 年 12 月 25 日 (水) | 市議会議員の報酬及び市長等の特別職の給料・退職手当の審議 |
| 第 4 回 | 平成 26 年 1 月 9 日 (木) | 答申内容の検討 |